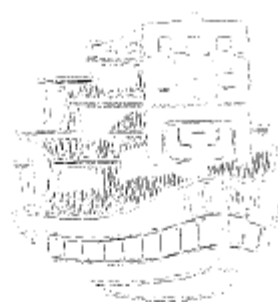


長崎大学・大学改革案

—長崎大学が21世紀を目指すもの—



平成12年2月24日

長 崎 大 学

長崎大学・大学改革案

－長崎大学が21世紀に目指すもの－

目 次

序	1
I 長崎大学の理念	3
II 大学組織の改革	4
1 大学の意思決定とそのシステム	4
1) 大学における責任ある意思決定と執行の迅速化	4
(1) 学長	
(2) 学長補佐体制	
(3) 評議会	
(4) 部局長会議	
(5) 教授会	
(6) 学部長等の職務	
(7) 各種学内委員会	
2) 教員人事に関する意思決定への学長・学部長の関与の在り方	6
(教員は助手を含む)	
3) 運営諮問会議の設置	7
2 大学の教育研究機構	7
1) 大学院に重点を置いた大学	7
2) 学部横断的な教育研究体制	8
3 総合大学院	9
1) 研究科の概要	10
4 附属病院	11
5 教員の帰属組織	11
6 中核的研究拠点 (COE)	11
7 情報公開	12
III 大学教育の改革	13
1 入学者選抜方法	13
1) AO (アドミッションズ オフィス) 入試制度の導入	14
2) 秋季 (10月) 入学の拡大	14
3) 多様な学習歴を有する者に対する選抜の推進	14

2	教養教育（全学教育）	14
1)	教養教育（全学教育）の目標	14
2)	全学教育の課題	15
(1)	カリキュラム編成	
(2)	実施体制・組織	
3)	カリキュラム及び実施体制・組織の改革・充実	16
(1)	カリキュラム改善に当たっての基本的視点	
(2)	実施体制の改善・整備	
(3)	教育方法の改善	
3	学部教育	17
1)	学部教育（専門教育）の目標	17
2)	学部教育の在り方	17
(1)	教養教育の重視及び専門教育との有機的連携の確保	
(2)	専門教育における基礎・基本の重視	
(3)	課題探究能力の育成	
(4)	大学院教育との連携	
(5)	高等学校教育からの円滑な移行	
3)	国際舞台で活躍できる能力の基礎を培う	18
4)	教育方法の改善	18
(1)	教員の責任ある授業運営	
(2)	成績評価基準の明示と厳格な成績評価	
(3)	G P A（グレード・ポイント・アベレージ）制度の採用	
(4)	1年間あるいは1学期間に履修科目登録できる単位数の上限の設定	
5)	教育システムの柔構造化	19
(1)	大学における飛び級制度及び早期卒業制度の導入	
(2)	他大学及び大学以外の教育施設等における学習機会の拡大	
4	大学院教育	19
1)	大学院博士前期課程	19
(1)	高度専門職業人の養成	
(2)	大学院博士後期課程への一貫教育	
2)	大学院博士後期課程	20
5	学生生活及び就職活動に対する支援体制の充実	20
1)	学生生活支援体制の充実	21
2)	就職活動支援体制の充実	21
(1)	キャリア教育の大学教育への導入	
(2)	就職活動支援体制の整備・充実	

6 図書館の充実	21
IV 研究推進体制の改革	23
1 重点研究の推進	23
2 地域研究交流の推進	23
1) 地域における科学技術水準の向上への関与	23
2) 研究交流推進センターの整備	24
3) 大学外組織とのインターフェイス	24
V 大学教員の資質の向上	25
1 教育資質の向上	25
1) F D (Faculty Development) の実施	25
(1) 新任教員研修	
(2) 現任教員研修	
2) 教育評価の確立	25
2 研究資質の向上	26
1) 研究組織の機能の向上	26
2) 教員個人の研究資質の向上	26
3 組織運営能力の向上	27
VI 地域との連携及び国際交流	28
1 地域社会との連携の強化	28
1) 教育開発推進センター（生涯学習部門）	28
2) 研究交流推進センター	28
(1) 地域社会、産業界との連携・交流の推進	
(2) 地域社会、産業界への広報活動	
(3) 外部資金の積極的受入れ	
(4) 企業と連携した大学院の設置	
2 国際社会への発信と受信	29
1) 国際交流推進センターの設置	29
2) 研究者交流の促進	30
3) 学生交流の促進	30
(1) 外国語によるプログラムの実施	
(2) 留学生のインターンシップ	
4) 国際交流促進のための環境整備	30
(1) 大学間交流のための財源確保	

(2) 奨学金の充実	
(3) 宿泊施設の充実	
(4) 学生・教員・事務官の語学力の向上	
(5) 単位互換あるいは単位認定の推進	
5) 外国への情報発信	31
3 総合博物館の設置	31
Ⅶ 評価システムの確立	32
1 企画－実行－評価サイクルの構築	32
2 自己評価	32
3 外部評価	33
4 活動の評価	33
1) 教育活動の評価	33
(1) 教育評価に備えた環境整備	
(2) 教育評価の改善充実	
2) 研究活動の評価	35
3) 組織運営活動の評価	35
4) 社会貢献活動の評価	35
5 評価の結果の利用	36
あとがき	37
長崎大学・大学改革案行動計画表	39
 (参考)	
大学改革推進委員会委員名簿	
大学改革推進委員会組織運営等専門委員会委員名簿	
大学改革推進委員会学部教育専門委員会委員名簿	
大学改革推進委員会大学院教育研究専門委員会委員名簿	

長崎大学・大学改革案

－長崎大学が21世紀に目指すもの－

序

長崎大学は、1949年5月に総合大学として設置され、50周年を迎えた。設置当初には、学芸、経済、医、薬、水産の5学部と風土病研究所とからなっていたが、その後、工学、歯学、環境科学の3学部が新設され、さらに大学院や各種の教育研究施設の設置など組織の充実が図られた。

その間、地域では主要な高等教育機関として子女の教育に大きな役割を果たすとともに、地域産業の振興、地域医療における中核的役割を果たすなど地域への貢献も大きいものがある。国際的には、特に医学・医療の分野において発展途上国における感染症対策や放射能汚染地の住民に対する医療協力など国際的貢献にも注目すべきものがある。また、大学全体としての国際交流も逐年盛んになってきた。

一方、国外に目を転じると、欧米先進諸国、特にアメリカ合衆国における科学の進歩は驚異的であり、近年、情報科学技術やバイオサイエンスの分野ではアメリカ主導で技術革新が進んでいる。このような世界の状況から、我が国では教育研究の格段の向上が求められると同時に、国の経済・金融、教育などの諸分野での構造改革と規制緩和を迫られたのである。1991年、文部省は大学設置基準を大綱化して学部における教養教育と専門教育の履修内容と方法を柔軟化し、さらに1998年10月には「21世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－」という大学審議会答申を受けて、規制緩和を含めた制度改革を進めてきた。いずれも国としての規制緩和であるが、各大学において大胆な改革が進められるよう措置したのである。そして、国の規制緩和によって大学の自己責任は大きくなったことを認識しなければならない。今までのようにいわゆる護送船団方式は通用しないのである。自主性、自律性がより重視されているのである。

さて、現在、長崎大学が進めている改革の方向は教育研究の国際化、高度化、地方化及び個性化である。すなわち、教育研究において国際的通用性に欠けている現実を認識し、特にその質の向上に努めることである。そのためには、大学院における教育研究の一層の充実を図る必要がある。そして、大学院においては高度専門職業人の養成と研究者の養成が求められているのである。一方では地域の産業界、官界などとの連携を深めつつ特色ある教育研究の進展を図り、これらを総合して長崎大学のユニークな個性を示すことが重要なのである。長崎はアジアへ向いた地理的特性もあり、長い交流の歴史も持っている。教育研究の国際化と高度化を図り、地域と連携して特色ある教育研究を推進しつつ、近い将来にはアジアの主要な教育研究拠点となるよう大学改革を進める必要があろう。大学は地域においても、世界

においても必要とされる存在でなければならない。大学が生き残り、教育研究を活性化させるためには、組織運営にも効率化を図らなければならない。さらに、財政面では国の経常的な予算のみに依存するのではなく、科学研究費補助金、受託研究費、共同研究費、奨学寄付金などの外部資金の導入を積極的に図ることが重要である。このことは地域の産官との連携の必要性を示すものであるとともに、大学の自主性と自律性を確保することの重要性を示すものである。

さらに、現在進めている大学改革で最も重要なことは、教育、研究、組織運営、社会貢献等について組織と教員個人の評価を自らが行うことである。そして改善すべき点を自ら改善するよう努めることである。企画－実行－評価(plan-do-see)のサイクルを大学人自らが自己責任において確実に動かすことによって教育研究水準は向上するのである。

長崎大学の改革は速やかに、かつ大胆に進めなければならない。それは、教育研究における国際的通用性の確保といった観点のみからではなく、21世紀の世界を担う若者たちのためにより良い教育研究環境をできるだけ早く整備する必要があるからである。今後、末尾に添付してある行動計画に従って逐次具体化し、積極的に改革を進めるものとする。ここに提示される大学改革構想によって、長崎大学が21世紀において個性輝く大学へと変革することを切に念願する。

I 長崎大学の理念

長崎大学は、以下に示す理念の下で教育研究を行う。

長崎大学は、長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的發展に貢献する。

長崎大学は、出島を介した“勉学の地”としての誇りと“進取の精神”を受け継ぐとともに、宗教や科学における非人道的な負の遺産にも学び、人々が“平和”に共存する世界を実現するという積極的な意志の下に教育・研究を行う。そして、蓄積された“知”を時代や価値観を越えて継承し、人類を愛する豊かな心を育て、未来を拓く新しい科学を創造することによって、地域と国際社会の平和的發展に貢献する。

Ⅱ 大学組織の改革

大学は、人類が蓄積した“知”を時代や様々な価値観を越えて継承する（教育）とともに、未来を築く新しい“知”を創造する（研究）場である。したがって、大学における教育研究活動は、教員の自由な発想の下に計画され実施されるものでなければならない。また、同時に、その活動には、自己責任を伴うものであることを忘れてはならない。その活動は、社会から隔絶されたものではなく、常に社会と接点を持ち、社会における教育研究のリーダーとしての自覚と行動が要求される。その意味で、大学は、どのような状況にあっても、自己責任の下、迅速にその意思を決定し行動を起こし得る機構を備え、社会において真のリーダーとしての務めを果たさなければならない。

現在、長崎大学の組織運営機構は、おおむね大学が自主的な運営を行うための組織と機能を備えている。しかし、今後、予想される大学を取り巻く環境の急激な変化と社会からの多様な要請に迅速かつ柔軟に対応するためには、一部組織の再整備を行い新たな機能を追加する必要があると思われる。また、我々は、こうした組織機構の整備に満足するのではなく、“自分が大学運営の主体である”という確固たる認識を持ち、各自の果たすべき役割を確実に果たすことが大学運営の根本であることを再認識する必要がある。

したがって、今後、長崎大学が大学運営の責任ある意思決定とそれに伴う行動を誤ることなく迅速に行い、急激な社会の動きに的確に対応できるような体制を整備することが急務である。

1 大学の意思決定とそのシステム

1) 大学における責任ある意思決定と執行の迅速化

長崎大学は、今後、図1に示す組織機構によって運営し、それぞれの組織がその役割を確実に果たすことによって、大学運営の信頼性と迅速性を確保する。

(1) 学長

学長は、長崎大学において教員による選挙で選出され信託を受けた大学の最高責任者として、評議会等の審議結果を尊重しつつ、自らの判断により意思決定を行い、その迅速な執行に当たる。

(2) 学長補佐体制

学長の職務は、今後、多様化・複雑化が予想される。したがって、学長の職務遂行の高度化・迅速化を保証するとともに円滑な大学運営を実現するために、既存の副学長、事務局長に加え、若干名の学長補佐からなる学長を補佐する体制を速やかに整備する。学長補佐は、学長の要請によって必要とする特定事項に関して、教育・研究及

び経営の専門的立場から学長に助言又は意見の具申を行う。学長補佐は、大学構成員から学長が指名する。その任期は1年とするが再任を妨げないものとする。

(3) 評議会

評議会は、長崎大学における最高の審議機関として大学運営に係る重要事項についての基本方針を審議する。

大学の運営に係る重要事項とは、

- (1) 大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
 - (2) 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - (3) 大学の予算の見積りの方針に関する事項
 - (4) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
 - (5) 教員人事の方針に関する事項
 - (6) 大学の教育課程の編成に関する方針に係る事項
 - (7) 学生の厚生及び補導に関する事項
 - (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 - (9) 大学の教育研究活動等の状況について当該大学が行う評価に関する事項
 - (10) その他大学の運営に関する重要事項
- の10項目である。

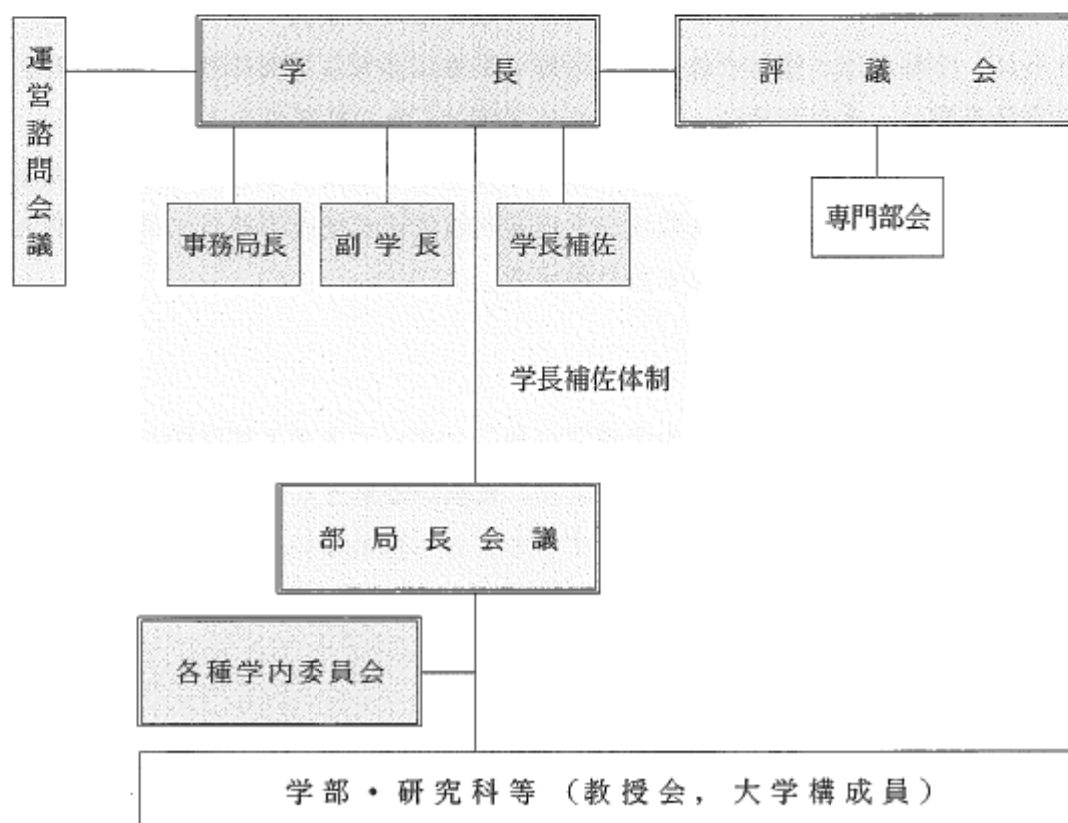


図1 長崎大学組織運営機構図

評議會は、実質的で効率的な審議を行うために、評議會の下に専門部会を設置する。専門部会としては、(1)大学基本計画専門部会〔前述の審議事項の10項目のうち(1)(3)(4)(5)等を担当〕、(2)評価専門部会〔(9)等を担当〕、(3)研究企画専門部会〔(2)(6)(8)等を担当〕、(4)教育企画専門部会〔(2)(6)(7)(8)等を担当〕の四つが考えられる。評議員は、いずれかの専門部会に属する。

(4) 部局長会議

部局長会議は、大学の運営方針の具体的な執行に関して必要な事項を審議・調整する機関としてその機能を果たす。部局長は、部局構成員の意見を十分にくみ取り大学全体の運営に反映させるとともに、学部を越えた大学運営方針を部局構成員に十分に伝え大学全体の運営方針の執行について学長に協力する。

(5) 教授会

長崎大学では、学部、研究科、独立研究科、附置研究所に教授会を置き、教員の人事に関する事項のほか、教育課程編成、学生の入学・卒業・学位の授与、その他学部等の教育又は研究に関する重要事項を審議する。教授会の議長は、学部長等が務め、議長は教授会を主宰する。

(6) 学部長等の職務

学部長は、学部の代表として大学全体の運営方針を勘案しつつ学部の運営に当たる。さらに、学部が担う独自の教育研究活動の推進に必要な学部の運営方針の策定と執行に責任を持つ。そのために、それぞれの学部は、その特殊性を十分に考慮し、必要に応じて学部長のリーダーシップを保证する仕組みの整備を検討する必要がある。附置研究所、附属図書館、附属病院及び学内共同教育研究施設等並びに併設短期大学部の部局の長の職務は、学部長のそれに準ずる。

(7) 各種学内委員会

既存の各種学内委員会は、大学運営の執行に伴って生ずる諸問題を扱うこととなっている。しかし、委員会数の増加により、教員が委員として委員会審議に割く時間が増え、本来の教育研究に支障を来していることも否めない。大学運営の的確化と迅速化を図るために、速やかにその役割を再検討し、統廃合するなどによって委員会数を削減する方向で検討する。

2) 教員人事に関する意思決定への学長・学部長の関与の在り方（教員は助手を含む）

学長は、評議會で審議した教員人事の方針と教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に沿った人事に責任を持って当たる。特に、学内共同教育研究施設等に関する

人事に当たっては、その目的に沿った人事に十分な配慮を行う。

学部長は、長崎大学の教員人事の方針と教育研究上の目的を達成するための基本的な計画、並びに、学部教授会で審議した教員人事の方針と学部の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に沿った人事に責任を持って当たる。

また、教員の選考に当たっては、長崎大学及び各学部の教育研究上の目的を常に明確に示し、人事に関する種々の情報（募集内容、選考結果等）を国内外に公開する方策を整備する。

3) 運営諮問会議の設置

外部有識者により構成され助言・勧告機能を有する運営諮問会議を設置する。

会議は、学長の諮問に応じて、長崎大学の教育、研究、運営と評価に関する重要事項について審議し、学長に対して助言又は勧告を行う。

2 大学の教育研究機構

大学においては、より高度の教育と研究を両立させ得る教育研究機関としての大学院の充実が必須である。大学院を充実することによって、大学は、自らが責任と使命を持って、過去の優れた知を継承し、未来において世界の平和を支えるために必要な新しい知を創造する組織として機能することができる。また、優れた能力を備えた人材を育て得る組織として機能することができる。

また、21世紀に大学が生き残るためには、その教育研究が国際的に評価される高い質と個性を備え、かつ大学が地域の中核として機能することが必須である。その意味において、長崎大学は、長崎県に唯一の総合大学であるという責任を自覚して長崎県の地域特性を大学運営に生かしつつ、世界と地域でリーダーとなって活躍できる心豊かな人材を養成する。

一方、我が国における18歳人口の減少、高学歴志向、更に大学に対する社会の要請の多様化は大学の在り方に変化を求めているのである。長崎大学においては、近年の社会の人材の需要に応じて教育学部、医学部、歯学部で学生定員の純減、また経済学部、工学部における臨時増募の廃止を行ってきた。さらに、今後も社会の多様化に対応できるような適切な学生定員規模の在り方について検討を行っていく必要がある。

1) 大学院に重点を置いた大学

長崎大学は、自らを大学院に重点を置いた大学と位置付け、学科の新設、大講座制の導入など学部教育の充実とともに必要な教育研究機構を整備する。特に、学部が続く大学院博士前期課程における教育によって、多様な社会的要請に対応できる実践的な高度専門職業人の養成に重点を置きつつ、同時に研究者及び大学教員を育てるために大学院博士後期課程も適切な規模で充実させる。具体的には、大学院環境科学研究科、医学部

保健学科の設置と年次進行を待って、平成17年度には学部 of 学生定員の適正配置と次項に述べる総合大学院（9頁参照）の設置を図りたい。

2) 学部横断的な教育研究体制

大学における教育研究は、今後、更に多様化し学際化することが予想される。そのため、既存の学部の専門性を越えた教育研究の展開が重要である。学部及び大学院のいずれにおいても、学部間及び研究科間の交流を促進し互いに補完しあって、教育研究の高度化を図る。

さらに、大学の教育研究の高度化、国際化及び地域との連携を推進、支援するために、既存の学内共同教育研究施設等及び全学共同利用の性格を備えた学部附属の教育研究施設をその機能によって再編成するとともに、各部局の協力を得て図2に示す総合教育研究推進機構を設置する。

総合教育研究推進機構には、教育開発推進センター、国際交流推進センター、研究交流推進センター、情報メディアセンター及び健康推進センターの5センターを置く。教育開発推進センターは、全学的に取り組む必要のある教養教育、社会人等に対する生涯教育、教員の資質向上に資する教育評価と教員の再教育等に係る事項を担当する。国際交流推進センターは、留学生及び学術の国際交流に係る事項を担当する。研究交流推進センターは、大学内における高度研究推進施設としての機能を備えることに加え、国内外の大学、企業、地方自治体等との共同研究の実施に係る事項を担当する。情報メディアセンターは、各部局・センターが持つ情報の活用と発信を担当する。健康推進センターは、長崎大学の教職員及び学生の健康の推進等に係る事項を担当する。それぞれのセンターの機能と役割は、該当する箇所で詳細に説明する。

また、総合教育研究推進機構の特定の部門をコアとしてCOE的役割を果たしつつ世界をリードできる全学的な研究実施体制を充実させる。総合教育研究推進機構に属する教員等も、大学院博士後期課程を担当し、高度の研究活動を通して研究者の養成を担当する。具体的には、総合大学院の設置を予定している平成17年度までには完成を目途として、組織の改編と人事を進める。当機構を設置するに当たっての課題は、新たに設ける全学教育部門、評価・FD部門等において、相当数の教員が必要となるためいかに陣容を確保するかという点にある。このためには、各部局等の理解と協力が不可欠である。

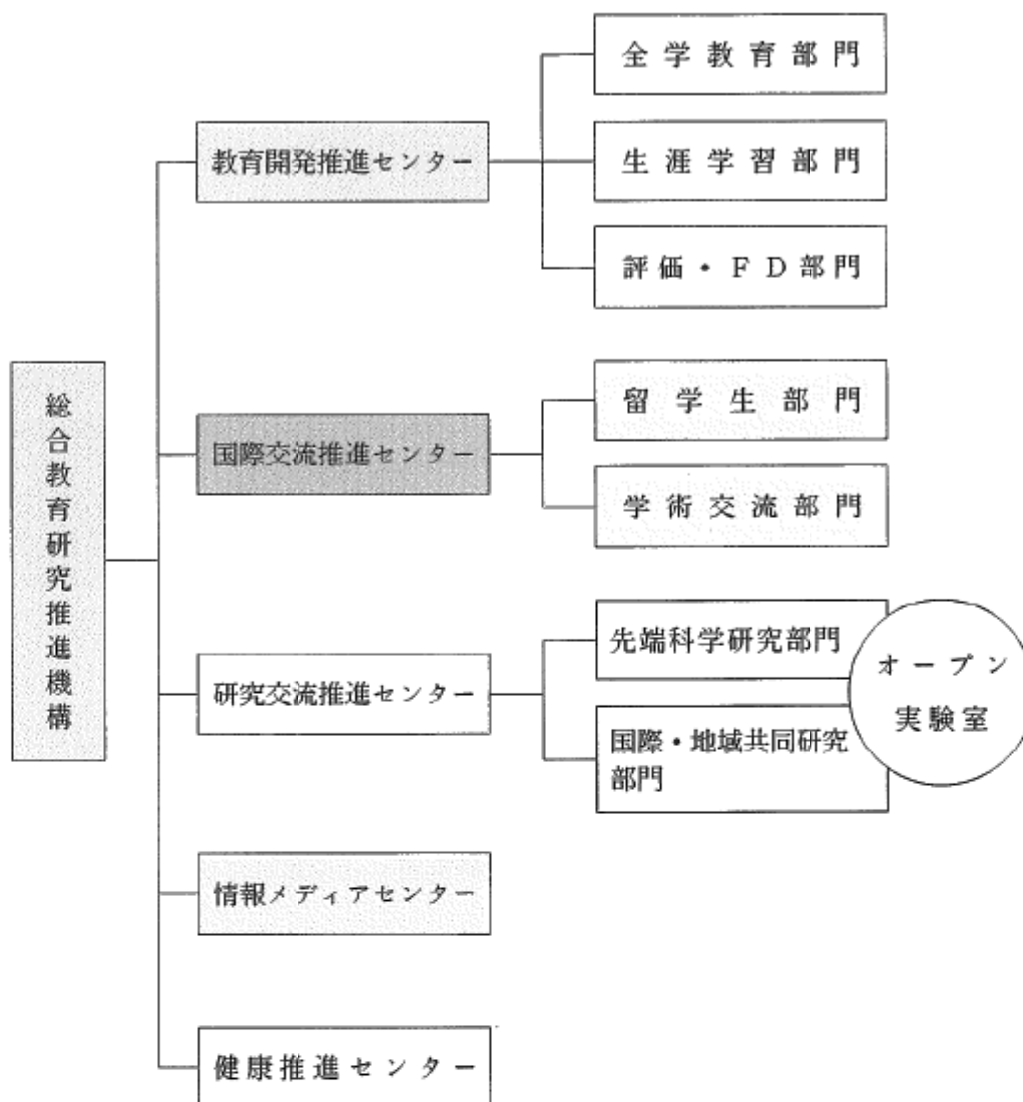


図2 総合教育研究推進機構図

3 総合大学院

長崎大学の特性は、①我が国の西端に位置しアジアに開いた地理的特性を有する、②8学部という中規模である、かつ③理系を中心とした応用科学を主体とした学部が多く人文・社会科学系が少ないという点にある。しかしながら、国立大学を取り巻く昨今の厳しい状況を考えると、短期間に真の総合大学として整備することは困難と言わざるを得ない。したがって、アジアにおける教育研究の拠点としての国立大学であるとともに、地域における学問の推進役としての責任を考えると、学際的、総合的な視野に立った大学として整備していかざるを得ない。

こうした状況の中で、長崎大学の特性を生かしつつ、個性ある総合大学を志向するための方策として、図3に示すような統合型の総合大学院化を推進する。長崎大学大学院は、基礎となる学部・研究所等の枠を越えた三つの総合大学院、すなわち、生命医療科学研究科、自然科学研究科及び人文・社会科学研究科として整備・充実する。この三つの総合大学院は、更に一つに統合された大学院として互いに補完しあうものとする。

医学部		
歯学部		
薬学部	生命医療科学研究科	
○熱帯医学研究所		
(医療技術短期大学部)		
教育学部 (自然科学系)		
工学部	自然科学研究科	
環境科学部 (自然科学系)		
水産学部		
教育学部 (人文・社会科学系)		
経済学部	人文・社会科学研究科	
環境科学部 (人文・社会科学系)		

(学内共同教育研究施設等は、総合教育研究推進機構として、全学的な教育研究の拠点として整備し、属する教員は、専門とする領域に応じて生命医療科学、自然科学及び人文・社会科学に別れて三つのいずれかの研究科に属する。○印の熱帯医学研究所には学部はない。医療技術短期大学部は、4年制の医学部保健学科として整備する。)

図3 長崎大学総合大学院機構図

1) 研究科の概要

生命医療科学研究科は、医学部（医療技術短期大学部を含む。）、歯学部、薬学部及び熱帯医学研究所を基礎として構成し、今まで我が国の他大学に類を見ない総合的な生命医療教育研究体制を実現させる。特に、熱帯感染症医療、放射線被曝者医療、離島医療など、長崎大学に既に世界をリードする多くの研究成果の蓄積がある教育・研究領域、あるいは長崎県の地域的特色を反映させることのできる教育・研究領域等では世界の中心としての役割を果たせるように整備する。

自然科学研究科は、工学部、水産学部及び環境科学部と教育学部の一部を基礎として構成し、生産技術の発達と資源の有効利用を志向する応用自然科学の分野と自然のメカニズムの解明を志向する基礎自然科学の分野で世界的な教育研究レベルの達成を目指す。特に、長崎県の特徴である海洋に係る分野、国際的規模で起きる環境汚染に係る分野、斜面や離島といった特殊な地理的条件を克服する技術開発分野等で個性ある研究を展開する。

人文・社会科学研究科は、経済学部及び教育学部と環境科学部の一部を基礎として構成し、自然と人間と社会に対する深い学識と豊かな人間性に富んだ人材と、研究・教育についての高い識見と卓越した専門的力量を持った人材を養成する。特に、長崎に根付く国際交流の伝統を重視し、国際的及び地域的感覚を兼ね備えて新しい時代を切り拓く

ことのできる人材の養成を教育と研究の基礎とする。

今後、関連学部が学部の特異性に十分配慮しながら、それぞれの研究科が、個性を発揮し長崎大学の特色を十分に生かせる学際的な教育研究分野の検討を速やかに開始する。加えて、質の高い人材を輩出するために、修士及び博士の学位の認定要件、すなわち、長崎大学が目指す大学院教育達成基準を明確にする。

4 附属病院

長崎大学医学部附属病院と歯学部附属病院は、平成11年10月にまとめた附属病院改革案に沿ってたゆみなく改革を推進する。その改革において、教員は患者の立場に立った診療活動を行うとともに、体験を重視した教育と高度の研究活動を通して真の医療人の育成を目指す。また、アジアを中心に国外からの大学院生を中心とした留学生を受け入れ、長崎大学に蓄積した高度の医療技術の教授を通して国際貢献を果たす。

- (1) 医学部附属病院では、臓器別・病態別診療体制を導入するとともに感染症センターを設立し、患者本位の質の高い医療体制の実現を目指す。そのために、卒後臨床研修制度を整備しプライマリーケアが行き届き全人的医療が行える医療人の育成を図る。

さらに、治験管理センター、高度先端医療推進センター、重症難治性疾患の在宅医療支援センターを設立し、高度先進医療機関としての役割を果たすとともに、地域の患者に高度の医療を提供する地域に密着した医療機関としての役割を果たす。

- (2) 歯学部附属病院では、少子・高齢化に向けて診療日や診療時間を見直し、離島・遠隔地等への訪問診療などのサービスを積極的に取り入れるとともに、患者に分かりやすい診療体制を実現するために診療科の再編成を行う。一方では、臨床系教員は診療のみならず教育と研究にも力を注ぎ、医療の原点を理解した医療人の育成を目指すとともに、長崎に特徴的なセラミクス工業など地元産業界と連携して新しい歯科材料の開発等を通じて高度先進医療に取り組む。

5 教員の帰属組織

総合大学院構想を実現するために、長崎大学の教員を学部ではなく、原則として大学院相当の研究組織に所属させ、これまでの専門性を重視しつつ、新規の学際的研究にも柔軟に対応でき、それぞれの分野で最も適任の教員が高度の教育研究を担当できるシステムを導入する。同時に、教員は、教養教育（全学教育）及び学部教育を等しく担当することを原則とする。現実には、大学院相当の研究組織の導入が制度上及び実質的に可能か否かの検討を速やかに開始する。

6 中核的研究拠点（COE）

先進国の中では、我が国の高等教育に支出される予算は、極めて少ない。しかし、文部省科学研究費補助金などの競争的研究資金の配分額が、過去数年の国家予算支出項目の中

で最も増加率が高いことも事実である。大学審議会は平成10年10月答申において21世紀の大学像を「個性が輝く大学」と規定した。この言葉に込められた今日の国立大学への期待の中で最も重要なものの一つが“世界で競える研究の充実”である。長崎大学においても、研究の充実が大学の個性を引き出す鍵になる。

今、国で、また世界のレベルで、大学における研究に求められているものは、個性ある個人研究とともに学際的・横断的に研究者が集結した特定分野における中核的研究である。長崎大学においても文部省の中核的研究拠点形成プログラムや各省庁の同様なプログラム等に積極的に応募するなど、高水準の研究拠点形成能力があることを行動と実績で明らかにしなければならない。これによって、はじめて長崎大学は研究面において個性を主張することができる。

こうした個人の研究資質を向上させるためのソフト面での活性化を進めるとともに、COE的研究を展開するために必要な研究施設の整備を行う。世界レベルで見て極めて特色のある研究目的を持って設置されている熱帯医学研究所（日本における熱帯医学に関するCOE指定）及び医学部附属原爆後障害医療研究施設は、これまで多くの成果をあげてきたが、昨今の社会情勢から判断すれば、21世紀においてもその重要度は増大することが予想される。長崎大学は、これらの研究施設の活動を多方面にわたって支援することによって、この分野における世界の教育研究拠点（COE）として一層の整備充実を図る。

さらに、IVで詳細に触れるように、総合教育研究推進機構の中にオープン実験室を設置するなどして、世界的レベルの研究の展開拠点として充実させる。

7 情報公開

大学における教育研究活動は、教員の自由な発想の下に計画され、自己責任の下で実施されるものであるが、同時に、大学の活動は、社会から隔絶されたものではなく常に社会と接点を持ち、社会における教育研究のリーダーとしての自覚と行動が要求される。その意味において、大学の運営に係る情報は、大学内外に向けて積極的に公表する必要がある。

長崎大学は、大学情報を社会に向けて積極的に公表するための努力を続けているところである。これまでに、入学試験案内、大学紹介、学部紹介、公開講座などについては、ホームページや広報パンフレットなど多様な手段を使って公表しているが、更に大学運営、入学試験、人事、財務などの未公開の部分についても公表内容と公表方法を検討し速やかにその公開を実現する。加えて、情報公開法の施行に伴い、窓口業務を担当する人員の配置も必要となる。そのため、学長補佐体制の中に専門スタッフを備えた広報組織の設置を検討する。

大学内への情報公開については、大学が自己責任においてその運営方針を決定し、行動するために最も重要な事項である。大学の運営方針等に関する情報、大学が受け手になる大学外からの情報等、必要な情報がすべての大学構成員に迅速、公平に伝えられる複数のシステムを整備する必要がある。

Ⅲ 大学教育の改革

大学教育は高度化、国際化、地方化、個性化を図らなければならない。教育の高度化のためには、授業を変えなければならない。それには教員の資質の向上が必須であり、それによって学生の資質も向上するはずである。国際化のためには、国際語としての英語教育の徹底と国際交流の推進を、地方化のためには地域の産学官等との連携を推進し、地域交流を進めることが重要であり、これによって長崎大学の教育の個性が生まれるものとする。教育改革の成果は、個人及び組織全体として厳格に評価、検証することが肝要である。

1 入学者選抜方法

長崎大学の入学者選抜は、センター試験と個別学力検査等（前期・後期日程）による一般選抜が主であるが、推薦入学をはじめとして帰国子女、社会人、私費外国人留学生の特別選抜及び編入学も行っている。

○ 一般選抜

a 前期日程

個別学力検査実施教科・科目は学部により異なるが、全学部ほぼ同じ形式で試験が実施されている。試験は知識や理解力を問う筆記試験が大部分であるが、小論文のみを採用している学部や筆記試験のほかに面接試験を併用している学部もある。また、教科試験の代わりに教科を越えた形の総合問題を採用している学部も存在する。

b 後期日程

各学部の試験内容の差は大きく、総合問題、小論文、面接などを採用することによって前期日程の選抜とは異なった尺度を用いる点に特色が現れている。

○ 特別選抜

推薦入学と私費外国人留学生選抜は長崎大学のすべての学部で実施され、社会人選抜も1学部で行われている。また、帰国子女入学については、2学部で行われている。

○ 編入学及び学士入学

編入学定員を設定した編入学は現在1学部で実施されているのみであるが、平成12年度からは3学部で実施されることになっている。学士入学については平成13年度と14年度にはそれぞれ医学部と歯学部で順次実施される。

このように、入学者選抜に関しては内容・方法ともに他の大学とほぼ同じである。しかし、近年、高等学校教育における教育内容の多様化などによって、様々な履修歴や多様な興味・関心を持った学生が大学を目指すようになってきており、大学としても何らかの手段を講じなくてはならなくなっている。また、高等教育の国際化に合わせて秋季入学の検討も始めなければならなくなっている。さらに、身体に障害を有する者に対して高等教育への就学の機会を増大することを検討することとし、その際、個々の障害に対応する修学

方法と施設整備などを検討する必要がある。

1) AO（アドミッションズ オフィス）入試制度の導入

AO入試とは従来の学力を中心とした入学試験では十分評価できなかった個性、能力、適性、意欲、関心等を幅広く、多面的、総合的に評価し、優れた人材を選抜することを目的としたものである。また、心から長崎大学に入学したいと希望している高等学校卒業予定者あるいは既卒者を対象に選抜を行うものである。

この制度を実施するためには、アドミッションズ オフィスを設け、専任教員を配置するとともに事務組織を完備し、さらにAO入試に検討を加える全学的な委員会の設置も必要となる。長崎大学としてアドミッション・ポリシーを確立の上、心から長崎大学に入学したいと希望している学生を大学側から積極的に探し出し、大学における教育効果を促進させることを目的とする。このため、次に示す課題の検討を行い導入を目指す。

- ① AO入試の選抜基準の明確化
- ② きめ細かい選抜の工夫とその手だて
- ③ AO入試に関する広報活動の在り方
- ④ AO入試の運営体制

2) 秋季（10月）入学の拡大

外国において中等教育を終えた学生、また、外国の大学院への進学を志す者に対して大学の入学時期が春季に限られている現状の改善を検討する。高等教育の国際化を迎えた現在、入学の時期を春季だけに限らず秋季にも設けることは、大学にとって優秀な学生を獲得する点でメリットがある。また、留学生の受け入れにも有利である。

ただし、現在の各学部のカリキュラムは春季入学のために作られているため様々な改善が必要となり、カリキュラム実施の混乱を防止する手だての十分な検討が必須となる。

3) 多様な学習歴を有する者に対する選抜の推進

他の大学、短期大学あるいは大学以外の教育施設等における学修の単位認定ができる単位数の拡大がされたことにより、これらの対象者に対する入学を推進することも必要となる。

これらの選抜の実施に当たっては、入学者の追跡評価システム等の構築が必要であり、その効果的な運用によって選抜方法を改善、充実していく。

2 教養教育（全学教育）

1) 教養教育（全学教育）の目標

長崎大学では、平成6年度入学生から教養教育と専門教育の一貫性とその重要性にかんがみ全学で取り組むために、教養教育を全学教育と呼称し、すべての教員が協力して

参画する教育体制を確立した。

このような中であって、平成10年10月に大学審議会答申が出された。ここでは課題探求能力の育成を目指した教育の一翼としての教養教育の重要性が再確認されている。すなわち、社会が高度化・複雑化する中で主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力（課題探求能力）の育成が重要とされ、この観点に立った教養教育の実施が要望されている。これらを踏まえた全学教育の目標は、「高度に発達し複雑化した社会において、自らの問題意識を高め課題探求と問題解決に取り組む力を養い、一般教養知識・技能の修得並びに専門的学問領域への基礎的理解を促すとともに、豊かな人間性を育むことによって、地域及び国際社会において活躍できる人材としての基本的素養を獲得させる。」ものとする。

2) 全学教育の課題

(1) カリキュラム編成

環境科学部の開設とその学年進行あるいは教養部の廃止に伴う各学部への配属教員の本格的な学部教育への参加などによって、全学教育のカリキュラムは再検討を迫られている。

したがって、現在の全学教育のカリキュラムを長崎大学の教員の構成に合った形にしなければならない。この課題の克服に当たっては次の問題点を解決する必要がある。

① 担当教員の不足

現在、全学教育の分野・科目間における教員定員の偏在があり、既に多くの非常勤講師を導入して実施せざるを得ない分野・科目がある。さらに、これらの分野・科目のいくつかにおいては、教員が学部教育に重点を置かなければならない状況も生まれてきており、担当教員数の偏りが進む可能性もある。

一方、各学部への配属された教員の転出及び退職に伴った後任補充が全学教育に必ずしも配慮して行われていない状況もあることから、教員の採用問題に関しても早期に解決を図らなければならない。

② A科目群とB科目群の在り方

B科目群の設定の目的は「全学教育と学部教育との接点を求めるとともに、全学教育の理念を生かしながら、専門の幅広い基盤を理解させることにある。かつての一般教育と専門教育とのかい離をなくし、一貫教育達成の一助とする。」とされているが、現実には学部によって対応が異なり、必ずしも当初の目的が達成されているとは言えない状況にある。全学の教員の構成等を考えたとき、A科目群も含め科目群の在り方を見直すべきである。

③ 分野・科目の整理・統合

全学教育の発足時には依然として教養部が存在しており、全学の協力を得るための授業科目の設定を目指したとき、教養部教員とその他の学部教員の能力が共に生かせるように分野・科目が設定された。今後の全学教育の充実を考えたとき、例えば、基礎自然科学分野と応用自然科学分野の両者を統合した形のカリキュラム編成も一つの選択肢となる。

(2) 実施体制・組織

現行の全学教育に関わる実施体制・組織は、長崎大学全学教務委員会をはじめとして、「全学教育検討委員会」、「全学教育実施委員会」、「全学教育実施企画会議」、「分野・科目別専門委員会」及び「責任部局」から成り立っており、各委員会等が責務を果たすことによって、全学教育が行われてきた。このような実施体制において次のような問題が生まれている。

- ① 各委員会等に学部のような担当教員の選考に関する権限がないこと。このために、全学教育に必要な教員の確保が困難になっている。
- ② 各委員会委員の任期がおおむね2年であることなどにより、全学教育の企画・運営等に関し継続性を保ちにくいこと。

3) カリキュラム及び実施体制・組織の改革・充実

(1) カリキュラム改善に当たっての基本的視点

上述の全学教育の目標及び課題を勘案し、カリキュラム改革の基本的視点を次のとおりとする。

① 全学教育と専門教育の有機的結合

大学教育の成否は全学教育と専門教育の有機的結合の有無にかかっている。したがって、各学部はその特徴を生かしてカリキュラムを構築する必要がある。

② 課題解決能力育成のための少人数授業の重視

課題解決能力の育成は少人数教育に負うところが大きいの。そのため、本学の全教員が研究分野を生かしたゼミナールを開講することも、この有効な手段の一つである。加えて、各授業の受講生の限度を100名程度にし、学生の顔が見える授業を行うことも必要である。

③ コア科目の設定、履修分野及び履修科目の再編成

全学教育の基盤を強くするためには中心となるコア科目の設定が不可欠である。このためには、従来のA科目群とB科目群の廃止を含めた見直しが必要となる。

④ 外国語教育の充実

国際性を身に付けるためには、英語等を使用してのコミュニケーション能力の育成が必要である。また、学生が履修を希望する外国語の授業も十分に開講していかなければならない。このためには、ネイティブの教員を採用するなど外国語担当教

員の確保も図らなければならない。

⑤ 大学の理念達成に向けた授業科目の開設及び充実

本学が目指す人材の養成に当たっては、全学教育の段階からその意図を明確に打ち出していかなければならない。例えば、平和についての教育や職業観を育てるキャリア教育などは全学教育の中にも組み込み、充実を図っていく必要もある。

⑥ 履修単位数の再検討

4年及び6年一貫教育の充実を図っていくためには、全学教育のカリキュラムの検討及び見直しが必要となる。これに伴って全学教育の履修単位数の再検討も行わなければならない。

⑦ 単位互換制度の活用

学生の自主的及び自律的な受講態度を育てる一環にもなり得るものとして、他の高等教育機関との単位互換制度の活用がある。県内の大学との協定の締結や放送大学での単位取得などについて積極的に推進する必要がある。

⑧ 全学教育履修年次及び曜日の見直し

全学教育は主に1～2年次に限られるべきものではない。何故ならば、卒業時近くに受講することによって教育効果が増大する科目もある。学部によっては、高学年次の全学教育履修についての機会も検討されるべきであり、従来の履修曜日の見直しも検討課題となる。

(2) 実施体制の改善・整備

全学教育の実施体制に生じている問題点を解決するために、総合教育研究推進機構を開設し、その中に教育開発推進センターを設立することとしている。ここに、全学教育の企画及び運営に責任を持つ教員を配置する。そのために各学部の協力を得て必要な教員数を確保する必要がある。これらの教員は、主として全学教育の授業を担当し、大学院等の授業も担当する。また、同教員の選考等については総合教育研究推進機構の専任教員で組織される教授会が行う方向で検討に入る。

(3) 教育方法の改善

全学教育の充実に当たっては、教育方法の改善が必須となる。これは後述の学部教育の教育方法の改善とも重なる部分が多いので、「3 学部教育」の「4) 教育方法の改善」(18頁参照)で述べる。

3 学部教育

学部教育においては専門分野の基礎・基本の獲得が重視されるべきである。また、その過程においては教養教育とも連携するとともに大学院教育も視野に入れての課題解決能力の育成が必要である。

1) 学部教育（専門教育）の目標

全学教育と連携してそれまでに培った知識・技能等を更に伸ばすとともに、専門とする学問領域における豊かな識見を身に付ける。これによって、課題探究能力と問題解決能力を育成するとともに創造性を開発する。さらに、豊かな人間性のかん養に努め社会に貢献できる資質と能力を備えた人材を養成する。

2) 学部教育の在り方

学部教育の目標の達成のためには、次に示す留意点を考慮したカリキュラムの編成と充実した授業の実践がなされなければならない。

(1) 教養教育の重視及び専門教育との有機的連携の確保

各学部及び各学科において教育理念を再構築するとともに、全学教育から専門教育までの一貫するカリキュラムを構築し、その趣旨等を学生にも明示する。

(2) 専門教育における基礎・基本の重視

専門教育における基礎・基本の重視とともに、学部・学科等の壁にとらわれない共通的な基本的教育を実施する。この際、細分化した狭い分野の知識や学問研究の成果を単に知識として教えることに終始してはならない。

(3) 課題探究能力の育成

すべての授業科目の目標を学生に明示し理解させるとともに、少人数教育を推進し、課題探究の過程を学生自らが実行できるようにしなければならない。インターンシップ制度の活用もその趣旨に沿ってなされなければならない。

(4) 大学院教育との連携

高度専門職業人の養成に当たって大学院教育は欠かすことができない。この点から、大学院教育に適した資質を持った学生の育成が不可欠である。

(5) 高等学校教育からの円滑な移行

高等学校における多様な履修の結果として当該学部教育に必要な知識・技能を十分に修得していない学生については、入学後において補習教育やチューターによる個人的な教育によってこれを補完する必要がある。

3) 国際舞台で活躍できる能力の基礎を培う

学部教育においては、専門の基礎・基本の修得のほかに国際的な場で活躍するための基礎能力の育成にも配慮しなければならない。このためには、英語等による授業の実施や大学間協定を結んでいる諸外国の大学との積極的な学生交流を推進させることが必要である。

4) 教育方法の改善

(1) 教員の責任ある授業運営

大学は単位制度が基本となっている。したがって、大学設置基準で明示されている1単位の基準を厳しく守る必要がある。また、教員はこの点を十分に自覚して授業の設計を行うことが必要であり、主体的に学習に取り組むよう学生を指導することも求められる。なお、授業には予習と復習も含まれ、効率的な授業運営が要求される。

(2) 成績評価基準の明示と厳格な成績評価

高等教育においては、厳格な成績評価がなされるべきであり、成績評価に当たっては、単に学期末試験の成績のみではなく、多元的な基準を設定し、学生にも開示することが望ましい。

(3) GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度の採用

大学における学生の学習成果を一定以上に保つことは、大学教育の水準の維持にとって不可欠なことである。また、水準をはるかに超えている学生に何らかの特典を与えることは学習意欲の向上にも通じる。この一つの方策として、GPA制度がある。

これによって、単位は取得していても、ある一定以上の成績水準を達成していない学生を把握することが可能になる。また、これを活用することによって大学院修士課程への飛び級入学資格等の付与が可能になる。

(4) 1年間あるいは1学期間に履修科目登録できる単位数の上限の設定

前述したように1単位の厳格な実行や幅広く充実した学生生活を保証するためには、履修科目登録の上限設定が必要である。ただし、各学部の教育実施状況が異なることを考慮して、適切な単位数の設定を行う必要がある。

5) 教育システムの柔構造化

(1) 大学における飛び級制度及び早期卒業制度の導入

大学院へ進学し研究を進めたいとの希望を持っている優秀な学生は多く、速やかにその意志をかなえることは大学の課題である。ただ、優秀であるとの認定をどのように行うかについては、十分議論を深める必要がある。このためには、上述したGPA制度等を用いた厳格な成績評価が前提となる。また、優秀さを示す基準が教員にも学生にも提示される必要がある。

(2) 他大学及び大学以外の教育施設等における学習機会の拡大

学生の多様な履修形態を推進するためには、地域の大学や放送大学との単位互換を認めていかなければならない。また、一定の要件を備えた各種の教育文化施設における学習も積極的に単位化することが必要である。これらを全学的に実施するためには総合教育研究推進機構の中で対応していくこととなる。

4 大学院教育

大学院が現代の多様化した社会的要請にこたえるためには、既存の個別的な研究科では、その任を果たすことが難しく、幅広い分野から専門家が参加して教育研究において相乗効

果の期待し得る学際的な総合大学院を形成する必要がある。長崎大学が構築を目指す大学院は、生命医療科学研究科、自然科学研究科及び人文・社会科学研究科の三つの総合大学院で構成されるが、それぞれの特徴を十分に生かしつつ、互いに補完しあってより高度な教育研究組織として機能させる。

1) 大学院博士前期課程

大学院博士前期課程には、学生の学習目的を最大限に生かすとともに社会の期待にこたえるために多様な教育システムの導入を図る。

(1) 高度専門職業人の養成

その一つとして、大学院博士前期課程で高度専門職業人としての資質の修得を目標とする学生に対しては、大学院博士前期課程における教育を学部教育と有機的に連結させ、多様な社会的要請に対応できる資質の育成に重点を置いた教育を行う。このタイプの大学院博士前期課程で完結させる教育の特徴は、従来の深い専門知識及び研究能力を要求する研究者養成型の大学院とは異なり、広い体系的知識及び課題解決能力を必要とする高度専門職業人を養成することを目的としていることにある。そこには、より高度で今日的な教育研究体制を備えることにより、外国人留学生及び地域の社会人も含む学生を対象に、現代の複雑化した国際的・国内的課題や地域的、自然的及び社会的課題に積極的に取り組み、それらの課題を解決し得る実践的能力及び政策立案能力を備えた人材の養成を目指す。

(2) 大学院博士後期課程への一貫教育

一方、大学院博士後期課程へ進み、更に高度な教育研究を志向する学生に対する大学院博士前期課程の教育は、大学院博士後期課程との一貫的な教育により博士前・後期課程間の橋渡し教育に重点を置いた教育を行う。

2) 大学院博士後期課程

大学院博士後期課程では、大学院博士前期課程における教育研究を基礎として、将来の研究者及び大学教員を養成することに重点を置く。具体的には、今日ますます多様化・複雑化しつつある医療、自然及び社会問題を実践的かつ理論的に研究し、解決し得る創造的能力を備えた人材の養成を行う。さらに、国際的な企業、研究機関、大学等で活躍し得るのみならず、地域にも貢献すべく多方面の企業や研究所で活躍し得る人材の養成をも目指す。ここでは、各研究科間の交流を一層促進することで、各専門領域の学際的共同研究を活発にし、生命医療科学研究科、自然科学研究科及び人文・社会科学研究科において、更に高度で総合的な大学院が形成されることになる。

将来の研究者及び大学教員を目指す学生の大学院教育には、中核的研究拠点として整備された組織に属する教員も積極的に当たり、高度な研究の実践を通じた教育を行う。

5 学生生活及び就職活動に対する支援体制の充実

18歳人口の少数が大学に進学した時代からその半数が進学する時代に変化した結果、大学生に大きな変化が起こっている。その一つは、自己の進むべき道と目標を決めることができないまま進学してくる学生の割合が高くなっていることである。また、高等学校までの教育で受動的な学習及び生活習慣からの脱却ができず、大学での自己研鑽に必要な勉強を中心とした学生生活の設計ができない学生も多くなっている。さらに、変化が激しく複雑になっていく社会に対応できず一人で悩む学生も少なくない。長崎大学は、これらの学生を適切に教育し、有用な人材として社会に送り出すことを使命とする。

1) 学生生活支援体制の充実

学生の相談が履修、生活、健康、就職など多岐に、またその相談のレベルが多様になり、誰にどのように相談すべきなのか迷っている状況が生じてきている。その結果、問題を抱えながらも相談に來れない学生も多い。

この状況に対応するためには、様々な相談を丁寧に受け付ける窓口を設置するとともに、各相談についてカウンセラーやかなりの経験を有する者が時間をかけて相談を受ける体制を早急に整備しなければならない。

2) 就職活動支援体制の充実

現在の大学は「自分探しの場所」になりつつある。これは、まず大学に入学することを目標に高等学校時代を過ごしてきた学生が少なくないからである。学生は、大学生活を通して自分が進むべき道を模索するのである。これはまさしく自分の適性や能力を生かした職業は何か、それをどのように選択していくかという問いかけである。この回答をできるだけ早く出せるように支援体制を整備・充実する。

(1) キャリア教育の大学教育への導入

職業とは何か、どのような種類がありどのような労働を伴っているか、また、職業と人生をどのように結び付けるかなどを考えるキャリア教育は高等学校までの教育内容に含まれるものの、大学進学者には縁遠い科目となっている。したがって、このキャリア教育を大学のカリキュラムの中に取り込み、職業についての意識を高め、自分の進むべき道を明確にする機会を早い時期に提供すべきである。

この教育を効果的かつ充実したものにするためには、講義等の考える学習活動と実習などの体験活動を連携させることが必須である。具体的には、全学教育の中で職業に関する授業を受けて職業について深く考えとともに3～4年次に企業等での実習（インターンシップ）に参加するという形態が考えられる。

(2) 就職活動支援体制の整備・充実

学生の就職活動を担当する事務職員の配置を機会に、大学としての就職活動支援の在り方を早急に検討し、効果的な支援システムを整備すべきである。この一歩として、

学生に対する就職情報の効果的な配信システムを構築する必要がある。具体的には、学生が広く利用しやすい就職情報入手のための場を設ける必要がある。また、就職に関しての相談も積極的に受け付ける体制を整えなければならない。さらには、就職試験に備えての各種の講演会等を積極的に開催することも必要となる。

6 図書館の充実

長崎大学の理念に基づく教育研究活動を支援するために、学術的情報・資料の収集、集積、整理及び必要に応じた情報や資料の解析、情報や資料へのアクセスシステムの整備、並びに利用者が入手した情報を処理するための設備及び場を提供する。すなわち、教育研究上必要な資料の管理のみならず、情報の管理も行う必要がある。特に電子メディアの普及に対応して電子的情報・資料の収集と提供を行うべく電子図書館的機能を強化する必要がある。

それらを実現するために、図書館の学術情報に関する調査研究機能を強化する。

なお、本来図書館が持っている、読書し思索し対話する場という機能の整備も必要である。

さらに、地域社会の生涯学習要望に対するサービス、地域図書館との連携も必要である。学内的には、総合教育研究推進機構の各部門、特に情報メディアセンターとの緊密な連携が必要であろう。

現在、長崎大学附属図書館では長崎大学の研究資料として古写真を多数保管し、市民に公開するなど、長崎の歴史・文化の紹介に貢献している。これらの資料は、インターネットで世界に発信し、公開されていて、長崎大学附属図書館の特色となっている。今後、ソフト、ハード両面での整備を必要としているところは多いが、逐次整備計画を具体化していく。

IV 研究推進体制の改革

大学における研究は、高度化、国際化、地方化、個性化を図らなければならない。高度化のための共同研究・重点研究の推進、国際化のための国際共同研究、国際交流、国際的評価基準による個人と組織の評価、地方化のための地域産・学・官共同研究プロジェクトへの参加、地域特性を生かした研究の推進を図ることが最重要課題である。

1 重点研究の推進

大学において、未来を拓く新しい“知”の創造活動は、すなわち、高度な研究活動は、最も重要な使命の一つである。その活動の発揮には、高度の研究を展開できる施設の充実と重点的な人材の配置が必須である。長崎大学大学院では、複数の学問分野で独立専攻を整備し、長崎大学に特徴的な高度の研究を担当できる人材を配置してきたところであるが、今後も、教員の資質を一層高め、重点研究領域化を促進する努力を続ける必要がある。

長崎大学は、研究領域における特徴を自覚し、世界でリーダー的立場を示すことのできる研究領域を自ら選定し、大学を挙げて重点的に支援し活性化することによって、長崎大学の存在を内外に強烈にアピールする努力をしなければならない。長崎大学は、他の地域の大学には見られないような、しかも長崎でなければ容易に実現できない特徴的な研究領域がある。例えば、原爆影響研究で世界の中心となる大学は、広島大学を除いて、長崎大学に限られる。また、特殊感染症研究、地域福祉研究、環境問題研究、海洋研究など他の追随を許さない領域には、人材も多く、重点研究の候補である。また、地理的にアジアと近く、歴史的にアジアとの交流は活発であるので、多くの分野でアジアの中核的研究拠点となる可能性を有しており、その実現のため、早急に機能を充実させる必要がある。重点領域の指定と重点的支援内容は、例えば時限付きとし5年程度ごとに見直すなど、研究の活性化を図る工夫も必要である。

2 地域研究交流の推進

長崎大学は、地方自治体や企業及び市民との連携を深め、地域社会活性化に参加し学術的活動において積極的に指導的役割を果たす必要がある。

1) 地域における科学技術水準の向上への関与

長崎大学が地域において研究交流を活性化するためには、長崎県における産業基盤の充実とそれを支える人材の確保が重要である。しかし、長崎県内には、科学技術の開発と展開を支える人材が不足していることが指摘されている。そのような現状を考えると、長崎大学教員は、大学内にとどまることなく、地域における科学技術教育の担い手を育てる場にも積極的に参加する必要がある。例えば、平成11年度から長崎県との協力で開

始した小学校、中学校及び高等学校への先端科学技術の出張授業を通じて若年層に科学技術への興味を持たせ、理系離れに歯止めをかける活動等には積極的に取り組むことが必要である。

また、大学院においては、社会人入学制度の多様化、夜間開講、コース単位制の導入などの整備を行い、高度の研究・教育を社会に開放し、地域産業界の技術者・研究者の再教育あるいは生涯教育の場を提供することによって、地域の科学技術基盤の整備と質の向上・維持に貢献する必要がある。

2) 研究交流推進センターの整備

地域交流研究を推進する観点から、教員の産学官共同研究への積極的な参加を図るためのコーディネーションを行う拠点の整備が重要である。そのために、長崎大学では、既存の学内共同教育研究施設等の機能を見直し、総合教育研究推進機構（図2）として再編成するのに伴って、大学外の多様な研究者等との共同研究の拠点として研究交流推進センターを整備する。ここには、先端科学研究部門と国際・地域共同研究部門を新たに設置し、産学官コーディネーターを置くとともに、オープン実験室を備えるなど、大学内の重点研究やCOE的活動の拠点として大学研究者の研究活動を支援する。

研究交流推進センターには、専任の研究員に加えて、産学官共同研究に従事する研究員、国際研究に従事する国内外の各種特別研究員、COE的大型プロジェクト等による各種特別研究員、ポストドクターなどによる研究者群を置いて、異分野の研究者相互の交流を図りながら高度の研究を展開させる。また、同センターでは、大学内に蓄積された高度の技術を産業界へ移転するという従来の役割に加え、発展途上国の技術者・研究者に我が国に蓄積された科学技術の移転を行うことによって、将来的にアジアにおける技術移転センターの役割を果たせるように整備する。

3) 大学外組織とのインターフェイス

研究交流推進センターと、地方自治体及び地方産業界と協力して、技術移転機構（TLO：Technology Licensing Organization）及びベンチャービジネスラボラトリー（VBL）などが目指す機能を同時に取り込んだインターフェイス的な施設を設け地域連携研究の拠点とする。そこには、国内外の研究者との共同研究を実施できるオープン実験室を設置し、様々な分野の共同研究を促進させる。当面、産業界との人事交流などソフト面での協力体制を充実させることに力を注ぐが、近い将来には、高度研究を支える機器を集中させ、学内における中核的研究拠点とする。

V 大学教員の資質の向上

1 教育資質の向上

大学改革は、教職員の意識改革によってその一歩が始まる。そして、その持続・充実を図るためには教員の教育資質や研究資質の向上がなくてはならない。一般に大学の教員は研究指向型であり、教育内容や教育方法に関して重大な関心を払ってこなかった。

この原因の一つは、大学における研究業績中心の教員評価である。このため、教育の向上に興味・関心を示す教員にあっても、それに向けて多くの時間を費やすことは難しい状況であった。研究の高度化を目指す大学にあっては、研究分野において世界をリードできる人材を迎えることは極めて重要なことである。しかし一方で大学における教育の重要性に深い理解を求めることも必要である。このために、大学は教育資質の向上のための組織的な努力をしなければならない。一般的にF D (Faculty Deve-lopment)と呼ばれるものがそれに当たる。

1) F D (Faculty Development) の実施

現在、大学教育に求められているのは、課題探求能力の育成を目指して教育研究の一層の質の向上を図ること、並びに教育研究システムの柔構造化を図ることである。しかし、これらを効果的に実現していく上で最も重要なことは、「教員の資質の向上」である。このため次の二つの事業を重点的に行う。

(1) 新任教員研修

長崎大学の理念、大学教育の現状と課題、全学教育システム、及び大学教育を支える諸法令等を内容とした研修を着任時に行う。

(2) 現任教員研修

授業改善の視点を重視し、経験を積んだ教員の授業を見学するなどの実践的な内容で構成された研修を着任後数年間を経過した教員を対象として行う。

また、F Dの実施に当たっては、前述した総合教育研究推進機構の中に設けられる教育開発推進センター（評価・F D部門）が企画・運営し実施することになる。この部門には全学的な支援体制が組まれるべきであるが、F Dを研究領域とする専門家が配置される必要がある。

2) 教育評価の確立

教員の教育の改善を求めるに当たっては研究業績とともに教育業績を評価するシステムの構築がなければならない。（Ⅶ評価システムの確立 32頁参照）

2 研究資質の向上

研究資質の向上のためには、組織の機能と教員個人の研究能力がバランス良く向上することが必須である。

大学教員の職務において、教育と研究は表裏一体のものであり、大学院に重点を置いた大学として整備することを表明した長崎大学の教員は、学部教育から大学院教育を一貫して担当できる教育研究資質を備えることが基準となる。このことは、長崎大学教員は、教育資質とともに研究資質の向上と維持に努めなければならないことを意味する。

1) 研究組織の機能の向上

そのため、長崎大学は、本改革案で、①重点研究の推進（23頁参照）、②総合教育研究推進機構の設置による地域研究交流と国際研究交流の活性化（24頁及び28頁参照）、③外部資金の積極的受入れ（29頁参照）、④総合大学院化（9頁参照）等を行うことにより21世紀に要求される個性的、地域的、国際的、学際的研究を推進する研究環境の充実に表明したところである。

2) 教員個人の研究資質の向上

教員個人の研究資質の向上は、個人の自己努力に負うところが大きいですが、長崎大学として個人研究を支援する環境の整備に努力する。当然、教員は、定期的に、自己点検・評価及び外部評価を通して各人の研究業績についても評価を受け、その結果を真摯に受け止め自ら研究資質の向上に努力することは言うまでもない。また、長崎大学は、教員の新規採用に当たっては、長崎大学の目指す大学院を主体とした教育と研究を担当できる研究資質を有する者を採用するように特別に配慮する必要がある。そのために、大学構成員が納得し、社会（第三者）にも十分に受け入れられる長崎大学における大学院担当資格を明確にするとともに、研究の現状を評価するシステムを整備し、その評価結果が研究資質の向上に反映できるシステムを作らなければならない。加えて、長崎大学は、教員の研究能力の向上に向けた再教育を実施するとともに、結果として教員が自信を持って自ら大学内外の研究プロジェクトの企画と実行の主体となることを推奨する必要がある。そのためには、多くの大学外研究者との共同研究の実施とそれに伴う研究費の獲得が重要である。本改革案の中でも、研究交流推進センター（24頁参照）を設置しコーディネート機能を担わせ、広く国内外の研究者との共同研究を支援する体制の充実に提案した。

任期制の導入が研究業績の向上や教員の流動化等にプラスとして働くことが予想される分野については、その導入を検討することも研究資質の向上につながるであろう。その場合には、任期制教員に研究費や研究環境に優遇を与えるなどの措置が必要である。また、任期制教員の選考の方針、選考の経過、選考理由など人事に関する情報を可能な限り公開する仕組みを備える必要がある。

3 組織運営能力の向上

近年の社会の少子化に伴う18歳人口の減少や学生のニーズの多様化は、大学に変革を余儀なくさせている。各大学は自らの存亡を懸けてこの改革を遂行しなければならない状況にある。また、この改革は一過性のものではなく、大学が存在する限り続けていかなければならない性質を持っている。個性輝く大学であり続けるためには、大学の全構成員が大学の在り方について真剣に考え、知恵を集めていく必要がある。この知恵が組織運営能力の一部でもある。この能力を向上させるために、長崎大学の置かれた状況を理解するとともに、大学の組織の運用の仕組みを知り、それぞれの果たすべき役割と教員の分担等を内容とした研修を着任時に行う。また、教授昇任時においても管理職的な業務の遂行能力の向上を図るための研修を実施する。

VI 地域との連携及び国際交流

1 地域社会との連携の強化

地域社会における知的活動の中心としての大学は、その知的資源をもって社会の発展に貢献しなければならない。このためには、社会との連携・交流の活性化が必要不可欠となる。現在これを積極的に推進する部局は、生涯学習教育研究センターと地域共同研究センターとであるが、前述したように両者を総合教育研究推進機構に統合整備し、前者の機能はその機構の教育開発推進センターの生涯学習部門が、また、後者については研究交流推進センターの国際・地域共同研究部門が引き継ぎ発展させることになる。

1) 教育開発推進センター（生涯学習部門）

長崎大学は、地域における生涯学習の推進の担い手として地域社会に広く門戸を開放するとともに、市民との交流を盛んにする必要がある。この部門はその目的達成のために設けられたものであり、大学開放講座の開催、研究室のオープンハウス、市民との文化的交流などの企画運営に当たる。また、従来行われてきた知的財産の開放というソフト面に偏らず大学施設の開放というハード面での地域交流も実現する。さらに、社会のニーズに沿った交流事業の在り方、その支援方法など生涯学習に関する研究を進める場でもある。

2) 研究交流推進センター

研究交流推進センターには、先端科学研究部門と国際・地域共同研究部門を置き、様々な研究を支えることができる人員が配置されなければならない。

(1) 地域社会、産業界との連携・交流の推進

長崎地域では、既に産学官の連携と交流による地域経済活性化のための研究活動が様々な形で進められている。しかし、産学官が有機的に連携して、その研究ベクトルを同一方向に進める努力をしているとは言い難い現状でもある。そこで、その基盤となるシーズを有する研究機関あるいは研究者が組織的に交流するための組織の構築を大学が中心となって進めなければならない。このセンターを活用することができれば、社会と経済の基本となる産業を支える長崎の科学技術基盤の向上が図れる。

さらに、地方行政機関が主催する各種委員会の委員に長崎大学の教員が就任することも、大学人としては地域貢献の上で重要な事柄である。当センターは、このような、行政機関からの種々の要請に対応できる窓口的な業務も行うことになる。

(2) 地域社会、産業界への広報活動

長崎大学が地域社会へ貢献するには、大学自らの開放機能の充実が必要である。そして、その機能を広く地域の人々に理解してもらわなければならない。そのために、

下記のような項目が考えられる。

- A 長崎大学研究室公開
- B 産学官“シーズ”交流の委員会の設置
- C 研究開発シンポジウムの開催
- D 長崎県学術交流セミナーの定期開催
- E 公開講座の充実

(3) 外部資金の積極的受入れ

各省庁や民間団体がやっている研究補助制度に積極的に応募する体制を研究交流推進センターが中心になって構築する必要がある。こうした業務を更に積極的に行うために、研究交流推進センターに大学内の核として、大学内外を結ぶインターフェイス的機能を備えるものとする。

加えて、オープン実験室を備え、ベンチャー企業を目指す研究等にも研究の場を提供する。ただし、いずれの場合においても、産学共同研究のみが高く評価されて、大学本来の姿である基礎的研究がおろそかにならないように十分配慮すべきである。

(4) 企業と連携した大学院の設置

総合大学院の中で、自然科学研究科では連携大学院の構想を検討している。長崎県に存在する研究機関と連携した大学院の構築は、地域交流による研究活動の活性化に重要な役割を果たすと考えられる。

2 国際社会への発信と受信

長崎大学は、日本の西端に存在するという地理的特徴を最大限に生かした国際化を積極的に進めなければならない。それはとりもなおさず、広くアジアの研究拠点大学としての自負と責任を顕示し、果たしていく過程でもある。

さらに、長崎大学のキャンパスに留学生があふれる状況を作り出すことも長崎大学が国際的に認められる一つの方法である。留学生の増加は、日本人学生の国際社会への関心を高めることに通じる。前述した総合教育研究推進機構の国際交流推進センターはまさしくこれらの目的達成のために作られるものである。

1) 国際交流推進センターの設置

総合教育研究推進機構に国際交流推進センターを設置し、長崎県における国際交流の拠点化を実現する。このセンターの設置によって、協定大学の開拓、国際交流ファンドの設立、宿舎の確保など研究者交流と留学生交流に共通した課題を一元的に扱うことができ、諸施策の立案・実施力を高めることができる。

また、教育面では現在既に留学生センターで行われている日本語教育や生活指導、日本人学生への留学指導などに加えて、留学生参加型の地域交流や地域教育（地域における異文化交流や異文化教育等）、ボランティア活動教育などの新しい形態の教育システムの研究・開発・実施にも取り組む。

さらに、大学間協定等の拡大と研究交流を強力に推進するために専任職員の配置や交流基金の整備など交流環境の整備も不可欠となる。

2) 研究者交流の促進

教育研究の国際的な発信及び受信に当たっては、高度な研究設備の導入と優秀な若手研究者の確保が必要である。また、民間企業等との間で相互に研究者交流が行える制度も整備する。これと並行して研究者の流動化と身分保証をいかに実現するかという課題にも取り組む。このため、研究交流推進センターを設置する。

また、センター内にオープン実験室等を設置して研究交流の促進を図ることも必須条件であり、研究員を配置しCOE的な機能も付与する必要がある。加えて、教育・研究から一般事務に至るまで国際語によって推進することができるような取り組みも必要である。さらに、交流においてはアジア諸国との連携を密にすることも重要である。

3) 学生交流の促進

学生交流の促進には、留学生の「受入れ」とともに、日本人学生の「派遣」を盛んにして学生の意識の国際化を図る必要がある。

(1) 外国語によるプログラムの実施

短期留学生の受入れ促進のためには、日本語研修の成果に頼るだけでなく、英語による授業の実現も求められている。ここでは、日本人学生も受講可能とし単位を取得できる方向で検討する。

(2) 留学生のインターンシップ

日本人学生に関わる長崎地域でのインターンシップ制度を確立するとともに、その特殊プログラムを作り留学生にも適用することを検討する。このことによって、留学生の日本理解と地域の人たちの国際理解を促す。

4) 国際交流促進のための環境整備

(1) 大学間交流のための財源確保

長期的に安定した交流を維持するには、国際交流基金的なファンドの設立が不可欠である。県、市、商工会議所等への募金協力の働きかけが必要であるが、県、市、商工会議所等にとって魅力ある計画であることが必要である。

(2) 奨学金の充実

世界各国からの留学生の受入れと生活支援のための奨学金等の整備が欠かせない。この整備に全学的に取り組む必要がある。

(3) 宿泊施設の充実

国際交流会館の拡充を要望していくが、それまでは留学生等を対象とした低家賃民間宿舎の確保に積極的に努力する。この実行に当たっては保証人の確保等の様々な問

題があるが、保険制度等の利用も視野に入れて解決していかなければならない。

(4) 学生・教員・事務官の語学力の向上

(5) 単位互換あるいは単位認定の推進

地域大学や放送大学等との単位互換は積極的に進めるべきである。学生が自己の努力で得た成果を積極的に認める制度は学生の学習意欲を高めると考えられる。また、大学間協定を締結した大学については互換単位数の増加を図るべきであろう。

5) 外国への情報発信

長崎としての特徴が表れた重点領域を選定し、これを国際的に通用する柱とした上で、大学の英語版ホームページを充実し情報を公開する。内容を常に新鮮なものにするとともにイラスト等を用いて分かりやすく記述するなどの手段を講じる必要がある。

3 総合博物館の設置

長崎大学には、教育研究の目的で収集、作成あるいは育成された貴重な資料や標本類が蓄積され、その量は膨大であり、世界には類を見ない貴重な資料、全国共同利用に供されている資料・標本あるいは教育用貴重資料、更には小、中、高校教育に供し得る資料・標本が含まれている。その中には、歴史・文化資料、自然科学特に海洋科学に関係する資料や標本、更には古代人骨標本、原爆被災関係の文書資料と標本などの医学資料など貴重な資料が保管されている。これらの資料は保管の展示スペースがないため特別の機会にのみ一部を公開しているが、学内外の研究者、学生の教育研究に供し、一般市民に公開するためには大型の博物館を設置する必要がある。設置を計画している総合博物館には、分野別に歴史・文化博物館、自然科学博物館、医学博物館の三つに分けることが適当と考える。それぞれの博物館には、単に展示物の陳列のみではなく、研究・学習機能をも備える必要がある。これらの資料・標本が国内外の人々にできるだけ早く利用に供し得るようにするために、具体化を図る。

VII 評価システムの確立

1 企画－実行－評価サイクルの構築

大学における改革の第一歩は、自らがその活動の評価することにある。その意味で活力ある大学運営には、企画－実行－評価サイクルの構築が必須である。しかし、大学における組織あるいは組織構成員に対するいずれの評価を考えても、現在の評価システムが不十分であることは、大学審議会答申において指摘されるまでもなく明らかである。

長崎大学では、大学が担う基本的な責務である教育、研究、組織運営及び社会貢献の4分野にわたって、教員個人と大学全体及び部局にわたる組織を評価の単位として、その活動の状況の評価し、その結果を組織と個人の活動の活性化に役立てることとした。そのため、その具体的実施方策の検討を早急に始め長崎大学評価指針（仮称）としてまとめる。

2 自己評価

長崎大学は、これまで、全学的に「自己評価総括委員会」、各部局に「部局自己評価委員会」を設置し、おおむね4年を周期として自己点検・評価を実施する方針で臨み、平成5年に「第1回長崎大学自己評価報告書」と教員個人の研究状況をまとめた「長崎大学研究者総覧」を発刊した。さらに、平成6年に「大学院に関する自己評価報告書」をまとめ、以後、それぞれ4年ごとに自己点検・評価を実施し長崎大学自己評価報告書として公表している。これらの報告書には、長崎大学の教育・研究活動及び社会的活動の現状と実績が部局あるいは研究科ごとにまとめられ、現状分析と問題提起を行っている。しかし、部局及び研究科単位における自己評価の内容はそれなりに評価ができるとともに、その評価内容に沿った形で改善努力がなされてはいるが必ずしも十分とは言えない。その原因は、既存の「自己評価総括委員会」と「部局自己評価委員会」の活動は、評価資料を取りまとめることに重点が置かれ、評価自体や評価の結果を教育・研究活動の改善へ反映させる行動が十分ではないことにあった。今後、こうした点について改善を図るとともに、自己評価報告書を更に分かりやすい形で公表し、評価の結果を次の行動計画に反映させるシステムの整備が必要である。

そのため、既存の「自己評価総括委員会」及び「部局自己評価委員会」を発展的に解消させ、新たに、全学及び部局に評価機能を持たせた評価委員会（例えば、全学に「全学評価委員会」（仮称）及び部局に「部局評価委員会」（仮称）など）を設置し、実質的に機能する「企画－実行－評価サイクル」の構築を図る。その際、全部局に共通した全学教育等の問題や組織運営、社会貢献等に係る点検・評価を加えるとともに、評価委員会の評価システムに第三者による客観的評価を積極的に受け入れるものとする。

3 外部評価

自主的かつ自律的に行われるべき大学運営にあっても、自己点検・評価とそれに伴う一連の行動（企画－実行－評価サイクル）は、第三者によって客観的に評価され容認されるものでなければならない。

長崎大学では、これまでに、自己点検・評価の一環として外部評価を導入し部局単位による独自の外部評価を実施してきた。平成11年度までに、経済学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、水産学部、熱帯医学研究所が実施し、平成12年度以降に教育学部、環境科学部及び医療技術短期大学部が外部評価を行うべく準備をしているところである。しかし、これまでの外部評価は、部局の独自の判断と基準で行われており、部局を越えた全学的な問題についての評価がなされないままに残っている。また、受けた評価の結果の分析とそれに伴う行動を長崎大学の運営に反映するシステムが十分に整備されていない。

長崎大学は、自己点検・評価とそれに伴う一連の行動（企画－実行－評価サイクル）について第三者による厳正な外部評価を受けるシステムと、評価結果を次の行動に反映させるシステムを早急に具体化する。平成12年度に全学で受ける勸大学基準協会による相互評価は、第三者評価の一つの手段として積極的に利用する。

4 活動の評価

1) 教育活動の評価

教育は、長崎大学教員の基本的な責務である。したがって、長崎大学の教員は、大学が組織的に実施する教育プログラムの実施に対して大学の定める基準によって参加し、等しくその成果に責任を持たなければならない。長崎大学の教員にとって、基礎及び専門分野における教育に対する責任は、教員の他の分野の活動より重いものと位置付けられる。

教員の教育活動に関する業績は、大学の組織的な教育活動への参加と個々の教員の地域貢献や国際交流の視点も含めた教育活動への参加を幅広く評価する。もちろん、入学から卒業（修了）までの教育全般を評価しなければならない。特に教養教育と専門教育に関する留意点を挙げると次のようになる。

- 教養教育に関しては、教養教育の理念・目標が、教育課程の編成や教育活動の実施において十分考慮されているかという視点から評価する。
- 専門教育についても、将来新しい領域を開拓していくことのできる専門的素養のある人材、真に社会で伸びていく人材を養成するため、細分化された専門だけではなく学生が幅広い視野を持ち得るような教育を施すことに十分な配慮がなされているかどうかについて評価する。
- 教育業績評価の項目としては、授業内容、教授技術、学生論文の指導、学生による授業評価、授業負担数、受講学生数、学生の生活指導と就職指導、教員の授業回数及び休講回数、補講回数に加え、専門家として大学外で行う教育活動なども対象として

評価する。

(1) 教育評価に備えた環境整備

① 成績評価基準の明示

学生の卒業時の質の確保を図るためには、成績評価の基準を明示するとともに、厳格な成績評価（試験、出席状況、宿題・レポート提出、日常の学習態度等）を実施する必要がある。

② シラバスの充実

学生が個々の授業を履修するに当たって、シラバスは教育効果を向上させ、教員が個々の授業を点検する上でも大切なものである。従来、その様式は全学的に統一されていなかったが、カリキュラムの柔軟性を保証するためには全学統一した形式や内容とし、毎時間の内容や方法等が読みとれるようにする必要がある。

③ ポートフォリオの採用

競争的環境の下で大学は生き残りを懸けて教員の選考をする時代が来る。この段階においては、現在のような学歴と研究業績中心の評価だけでは対応できなくなり、教育履歴や教育業績を重視しなければならなくなる。この有効な手段がポートフォリオ(Teaching Portfolio = 教育業績に関する自己申告)であり、各教員の教育に関する意欲、工夫などを読み取ることができる。

④ 学生による授業評価

授業に対する学生の反応を知ることは、教育改善にとって不可欠なものである。学生による授業評価は、個々の授業の教育内容と教育目標が受講する学生自身にどの程度理解されたかを学生の目を通して再検証し、学生の学習の意欲や効果を引き出すとともに、教員が自己点検する上でも重要な資料である。現在行われている授業アンケートの段階にとどまらず、その結果を学部や学科でのカリキュラム検討資料としても役立てることが重要となる。また、学生による授業評価の成果を全教員が共有できるシステムも検討されるべきである。

⑤ 学外者による評価の採用

教育評価は大学内のみによって行われるべきではなく、積極的に卒業生や卒業生を採用している企業など外部の意見を聴取することも忘れてはならない。

(2) 教育評価の改善充実

教育評価に限らず評価を実施するに当たっては、評価の公平性、正確性、妥当性の確保に努めるとともに、その方法やそれに含まれる基準が常に検討され続けなければならない。社会の変化に伴った評価方法を研究するために、それを専門分野とする教員を長崎大学として採用すべきである。この教員を中心として大学としてまた各学部としての教育評価の在り方を全学的に考えるシステムが必要となる。その中心となるのが、前述した総合教育研究推進機構の教育開発推進センター（評価・FD部門）である。したがって、その部門には教育評価を研究分野とする教員の配置が必要となる。

2) 研究活動の評価

研究活動は、教員の教育や専門家としての活動に多いに役立つものであり、長崎大学の教員にとって教育活動と並んで重要な使命である。教員の研究活動は、(1)これまでに人類が得た知識について資料の収集、体系化、及び継承に係る活動と、(2)研究を通して新しい知識を創造する活動の二つに大別される。長崎大学の教員が教育・研究者としての資質を維持し向上させ、その目的を達成するためには、自ら定期的に研究活動に伴う業績を幅広く評価し、その結果を受け研究業績向上に向けた行動がなされなければならない。

これらの活動は、その研究内容と研究成果の社会への還元程度等で評価される。評価は、例えば、(1)審査制を備えた学術雑誌への公表、(2)学術賞等の受賞、(3)競争的研究資金である科学研究費補助金の獲得状況、(4)著書、総説、大学紀要など出版物としての公表、(5)学会での発表、(6)各種助成機関等からの研究費の獲得状況、(7)他の大学、研究機関や専門領域の学会などにおける招へい講演、(8)学会における学術活動、(9)特別研究員の獲得状況、(10)創作・演奏・展示活動など広範かつ細部にわたって慎重に行われる必要がある。

研究業績の評価は、学部あるいは学科といった組織単位で行うとともに、教員個人についても同様に行わなければならない。組織としての研究評価の結果は、構成員の研究意欲、研究設備の充実度、あるいは研究環境などに大きく依存することを考慮して対処する必要がある。また、組織として推進している重点研究やプロジェクト等の継続の可否は、成果の評価に基づいて行う。

3) 組織運営活動の評価

すべての教員は、長崎大学を自律的に維持し発展させるために必要な運営上の業務を等しく分担することを基本とするが、大学の組織運営への貢献の度合いによってその活動を評価する。組織運営上の活動としては、例えば、(1)長崎大学や学部の運営に関する委員会活動、(2)カリキュラム作成とその実施に関する活動、(3)入学試験の実施に関する活動、(4)受験生や高等学校への広報に関する活動、(5)学生の就職に関する活動、(6)学生生活の指導に関する活動、(7)教員の再教育に関する活動などが含まれる。

4) 社会貢献活動の評価

長崎大学の教員は、自己の専門家としての資質の向上に努め、それをもって社会に貢献することに努める。社会貢献活動としては、例えば、(1)国や地方自治体の審議会及び委員会への参画、(2)産業界との共同研究の実施、(3)地域住民に対する生涯学習への参画、(4)国際機関における活動や国際交流事業への参加などが含まれる。

5 評価の結果の利用

長崎大学の教員は、自己評価及び外部評価の結果を十分に尊重し、その後の教育研究活動に反映するものとする。

個人評価の結果は、各個人が真摯に受け止め自己研鑽に努めることは言うまでもないが、その活動が長崎大学の評価の向上に貢献が大きいと認められる場合には、昇進、特別昇給、表彰など人事の処遇面に反映できる制度を一層活用する。また、サバティカル休暇制度の導入についても一考を要する。組織レベルの評価の結果については、長崎大学の全教職員に周知するとともに、その結果に基づいて、優れた点については更なる発展を図るとともに、改善すべき点は早急に改善する努力をしなければならない。学長及び学部長等は、評価の結果が長崎大学の更なる発展に結び付くように最大限に努めるものとする。

あとがき

21世紀に向けての長崎大学改革ビジョンができ上がった。

平成10年10月の大学審議会答申に沿って、国立大学が競って、各々の改革の道を探っている中で、長崎大学も50年の伝統と実績を踏まえつつ、個性輝く大学としていかに国民の期待と要請にこたえていくか、その方策について真剣な検討を行ってきた。

学長は本改革案の「序」で、様々な観点から長崎大学の現状を分析し、21世紀において長崎大学が更なる発展を続けるためには速やか、かつ大胆な改革が必要である旨述べている。

約1年間の大学改革推進委員会及び各専門委員会の審議や全教職員を対象とした学内説明・意見交換会などを振り返って見ると、その審議等の過程で繰り返し議論の的になった点は、①21世紀を迎えるに当たって、長崎大学はいかなる理念を掲げ、個性ある教育研究を展開して行ったらよいか ②18歳人口の減少によって、否応なく直面せざるを得ない学生確保の問題 ③「学部の自治」を尊重しつつも、個性ある総合大学を志向する方策 ④地方大学として、地域社会や産業界の期待にこたえていく手だて ⑤国際的に通用する教育研究水準をいかにして確保していくかなどに集約できる。

これらの問題意識について、教職員間において多少の認識の差があったが、競争的環境の下で、長崎大学が個性輝く大学へと変革を求められているという認識の点では、共通した思いをもって熱心な審議等が行われ、ここに副題にあるように「長崎大学が21世紀に目指すもの」として本改革案がまとめられるに至った。

今後の本学の大学改革は、大学全体として取り組むべき改革案として取りまとめられた本改革案と部局ごとに作成された部局改革案に沿って、総合的かつ具体的に推進されることになった。

長崎大学・大学改革案行動計画表

長崎大学・大学改革案行動計画表

検 討 事 項	実施 状況	検討・改革時期		備 考
		短期	中期	
I 長崎大学の理念				
II 大学組織の改革				
1 大学の意思決定とそのシステム				
1) 大学における責任ある意思決定と執行の迅速化				
(1) 学長	○			
(2) 学長補佐体制	○	○		(副学長制 H11.4.1)
(3) 評議会	○	○		
(4) 部局長会議	○	○		
(5) 教授会	○	○		
(6) 学部長等の職務	○	○		
(7) 各種学内委員会	○	○		
2) 教員人事に関する意思決定への学長・学部長の関与の在り方(教員は助手を含む)	○	○		
3) 運営諮問会議の設置	○	○		
2 大学の教育研究機構				
1) 大学院に重点を置いた大学		○		
総合大学院化		○	○	
大講座制への移行				
医学部		○		
歯学部		○		
医学部保健学科の設置		○		
2) 学部横断的な教育研究体制		○		
総合教育研究推進機構		○		
教育開発推進センター		○		
全学教育部門		○		
生涯学習部門	○	○		
評価・FD部門		○		
国際交流推進センター		○		
留学生部門	○	○		
学術交流部門	○	○		
研究交流推進センター		○		
先端科学研究部門		○		
国際・地域共同研究部門	○	○		
オープン実験室		○		
情報メディアセンター	○	○		
健康推進センター	○	○		
				部門の設置 外国人客員部門(医学) 調査研究部門(図書館) その他 附属養護学校の文教地区への統合

検 討 事 項	実施 状況	検討・改革時期		備 考
		短期	中期	
3 総合大学院				
1) 研究科の概要				
・生命医療科学研究科		○		
医学、歯学及び薬学研究科の統合		○		
保健学研究科の設置と統合			○	
公衆衛生大学院（専門大学院）		○		
熱帯医学専攻（修士）の設置と統合		○		
・自然科学研究科		○		
生産科学研究科及び教育学（自然科学系）		○		
研究科の統合				
環境科学研究科(自然科学系)の設置と統合		○		
連携大学院（工学、水産学）の設置		○		
・人文・社会科学研究科		○		
教育学（人文・社会科学系）及び経済学		○		
研究科の統合				
環境科学研究科（人文・社会科学系）の		○		
設置と統合				
4 附属病院				
医学部				
臓器別・病態別診療体制への再編		○		
医療情報部		○		
遺伝カウンセリング室		○		
感染症センター		○		
重症難治性疾患の在宅医療支援センター		○		
治験管理センター		○		
歯学部				
診療科等の再編		○		
オープン・システム化		○		
5 教員の帰属組織		○		大学院相当の研究組織の導入
6 中核的研究拠点（COE）形成プログラム	○	○		
7 情報公開	○	○		
Ⅲ 大学教育の改革				
1 入学者選抜方法				
1) AO（アドミッションズ オフィス）入試		○		離島出身者の特別選抜（水産）
制度の導入				
2) 秋季（10月）入学の拡大		○		帰国子女入学，外国人入学
3) 多様な学習歴を有する者に対する選抜の	○	○		社会人入学（全学部）
推進				学士入学（医・歯）
2 教養教育（全学教育）				
1) 教養教育（全学教育）の目標		○		
2) 全学教育の課題				担当教員の確保と充実
(1) カリキュラム編成	○	○		

検 討 事 項	実施 状況	検討・改革時期		備 考
		短期	中期	
(2) 実施体制・組織		○		
3) カリキュラム及び実施体制・組織の改革・ 充実				
(1) カリキュラム改善に当たっての基本的 視点		○		コア科目の設定，語学教育の充実， 少人数教育，単位互換性，授業評価 など
(2) 実施体制の改善・整備		○		教育開発推進センター設置
(3) 教育方法の改善		○		
3 学部教育				
1) 学部教育（専門教育）の目標	○	○		
2) 学部教育の在り方				
(1) 教養教育の重視及び専門教育との有機的 連携の確保	○	○		
(2) 専門教育における基礎・基本の重視	○	○		
(3) 課題探究能力の育成	○	○		
(4) 大学院教育との連携		○		
(5) 高等学校教育からの円滑な移行		○		補習教育
3) 国際舞台で活躍できる能力の基礎を培う	○	○		
4) 教育方法の改善				
(1) 教員の責任ある授業運営		○		
(2) 成績評価基準の明示と厳格な成績評価		○		
(3) GPA（グレード・ポイント・アベレージ） 制度の採用		○		
(4) 1年間あるいは1学期間に履修科目登録 できる単位数の上限の設定		○		
5) 教育システムの柔構造化				
(1) 大学における飛び級制度及び早期卒業制 度の導入	○	○		
(2) 他大学及び大学以外の教育施設等にお ける学習機会の拡大		○		単位互換制の採用
4 大学院教育				
1) 大学院博士前期課程				
(1) 高度専門職業人の養成	○	○		
(2) 大学院博士後期課程への一貫教育	○	○		
2) 大学院博士後期課程	○	○		研究者の養成
5 学生生活及び就職活動に対する支援体制の 充実				
1) 学生生活支援体制の充実	○	○		学生生活支援センターの設置
2) 就職活動支援体制の充実				
(1) キャリア教育の大学教育への導入	○	○		
(2) 就職活動支援体制の整備・充実	○	○		就職情報センターの充実
6 図書館の充実		○		地域図書館との連携

検 討 事 項	実施 状況	検討・改革時期		備 考
		短期	中期	
IV 研究推進体制の改革				
1 重点研究の推進	○	○		
2 地域研究交流の推進				
1) 地域における科学技術水準の向上への関与		○		生涯教育の場の提供 産学官連携の推進 技術移転機構の設立
2) 研究交流推進センターの整備		○		
3) 大学外組織とのインターフェイス		○		
V 大学教員の資質の向上				
1 教育資質の向上				
1) FD (Faculty Development) の実施				
(1) 新任教育研修	○	○		(今後全学的に実施)
(2) 現任教員研修	○	○		(今後全学的に実施)
2) 教育評価の確立		○		
2 研究資質の向上				
1) 研究組織の機能の向上		○		研究者の流動化
2) 教員個人の研究資質の向上		○		
3 組織運営能力の向上		○		
VI 地域との連携及び国際交流				
1 地域社会との連携の強化				
1) 教育開発推進センター（生涯学習部門）		○		
2) 研究交流推進センター				
(1) 地域社会、産業界との連携・交流の推進		○		
(2) 地域社会、産業界への広報活動		○		
(3) 外部資金の積極的受入れ	○	○		
(4) 企業と連携した大学院の設置		○		
2 国際社会への発信と受信				
1) 国際交流推進センターの設置		○		
2) 研究者交流の促進	○	○		
3) 学生交流の促進				
(1) 外国語によるプログラムの実施		○	○	
(2) 留学生のインターンシップ		○		
4) 国際交流促進のための環境整備				
(1) 大学間交流のための財源確保		○	○	
(2) 奨学金の充実	○	○		
(3) 宿泊施設の充実	○	○	○	
(4) 学生・教員・事務官の語学力の向上	○	○	○	
(5) 単位互換あるいは単位認定の推進	○	○		
5) 外国への情報発信		○		
3 総合博物館の設置		○	○	
VII 評価システムの確立				
1 企画－実行－評価サイクルの構築		○		

検 討 事 項	実施 状況	検討・改革時期		備 考
		短期	中期	
2 自己評価	○	○		④大学基準協会による相互評価 個人評価と組織評価
3 外部評価	○	○		
4 活動の評価				
1) 教育活動の評価				
(1) 教育評価に備えた環境整備		○		
(2) 教育評価の改善充実		○		
2) 研究活動の評価	○	○		
3) 組織運営活動の評価		○		
4) 社会貢献活動の評価		○		
5 評価の結果の利用		○		

実施状況の項における○は、既に複数の学部で取り組んでいるものを示す。実施状況及び検討・改革時期の項の両方に○が有るものは、更に充実を図ることを示す。

大学改革推進委員会委員名簿

委員長

[illegible]

組織運営等専門委員会委員名簿

委員長

[illegible]

学部教育専門委員会委員名簿

委員長

[illegible][illegible]

夫治夫	滋之	郎三	衛誠之	徹雄	弘彦	忠男	二子	照文
健榮	幹	隆	紘	有	佳	雅	公	剛義
三雄	英	知	紀					
本野	田	松山	藤田	頭坂	地生	政上	原村	田田
尾								
橋三	東内	兼谷	加藤	江羽	茂荒	武井	石中	藤岸
西	杉							

大学院教育研究専門委員会委員名簿

委員長

[illegible][illegible]

己人貴寬卓功毅直徹二二晟之雄
正正清 雄廣 保英
邊利野藤村野山倉北田原 田田
渡玉上齋中河崎高田藤神浦太黑